

（基準の特例）

第48条の2 消防長が劇場等の位置、収容人数、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、消防長の定めるところにより、前2条の規定の全部又は一部は、適用しない。（へ）

【解説】

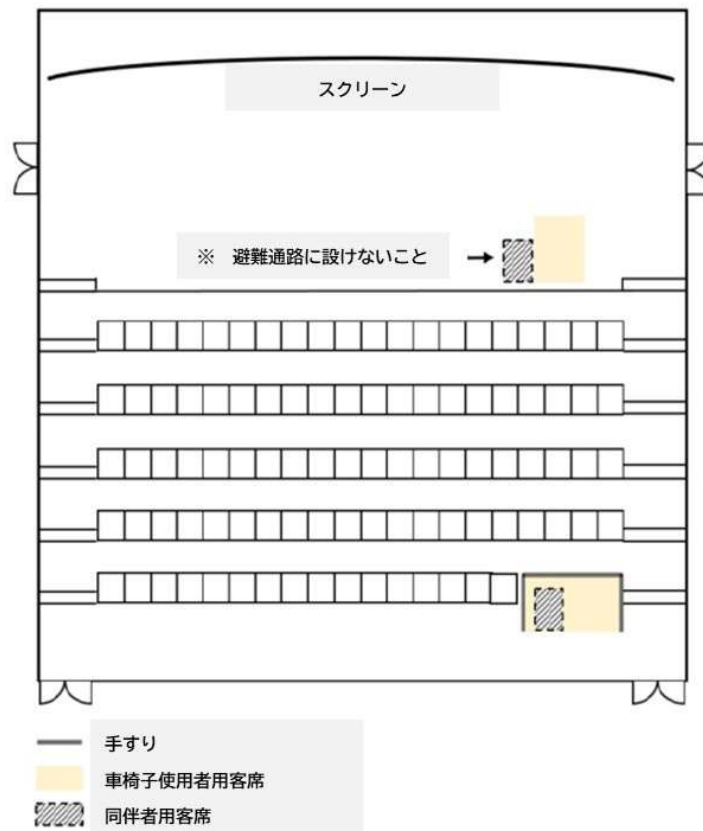
本条は、近年の建築物の大規模化、高層化、複雑多様化に伴い、今後、様々な形態の劇場等の建設が見込まれることから、これらの劇場等の客席の基準に関し、入場者の避難上支障がないと認められる場合には、前2条の基準の適用除外が認められることを規定したものである。

Ⅰ 第47条第Ⅰ号及び第48条第Ⅰ号関係

劇場等の車椅子使用者用客席の横に設ける同伴者用客席について、次の事項すべてに適合している場合

- (1) 車椅子の使用者の介助を目的としていること。
- (2) 第47条第5号又は第48条第4号に定める客席の避難通路に設けないこと。
- (3) 同伴者用の椅子席の数は、観覧時において必要最小限の数とすること。

図48の2－Ⅰ 特例により同伴者用客席の床への固定が免除される場合の例



2 第47条第1号から第4号及び第48条第1号から第3号関係

次の事項について、総合的に判断し支障ないと認められる場合

- (1) 位置に関しては、当該劇場等の周囲に十分に広い空地がある場合等
- (2) 収容人員に関しては、第51条の規定による定員が少ないことのほかに、当該劇場等の入場者の密集度を考慮する。
- (3) 使用形態に関しては、集会場及び公会堂等において、映画、劇場等の開催のほかに、いすの移動を要するような用途にも使用する場合等
- (4) 避難口その他の避難施設の配置等に関しては、避難口、廊下、階段、避難通路、屋上広場、前面空地、バルコニー、ひさし、スロープ、ドライエリア等が法令の規定以上に十分に整備されている場合等であるほか、警備員の配置等も含まれる。

3 第47条第5号及び第48条第4号関係

避難通路以外の避難上の設備（避難器具、避難口等）を代替的に設けた場合をいい、第47条第5号アからオまでに掲げる基準及び第48条第4号アからエまでに掲げる基準には合致しないが、これによる場合と同等の効果を有するように避難通路を設ける場合を含むものである。

なお、特殊な座席配列として、欧米等には、座席の横の列数列以下ごとに出入口を設け、かつ、出入口の大きさを一定以上確保し、さらに、出入口は外部又はロビー等に通じているような、いわゆるコンチネンタルスタイルの座席配列（図48の2-2）があるが、こういった形態のものでも、避難口その他の避難施設等により入場者の避難上支障がないと認められる場合には、最大席数等を増加させても差し支えないものである。

また、屋外の劇場等の客席で、スタンドがなく芝生をスロープ化して使用する席も本条を適用した例である。

図 48 の 2-2 コンチネンタルスタイルの座席配列

